

10 農林水産省(構造改革特区第25次提案 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1011010	農用地区域内における開発行為の特例	農業者、若しくはそれに係わる法人が農地を取得し、自分達の生産物を加工販売する農家レストランや農家民宿、農産物加工所など、6次産業化に資する施設の設置を目指したい。ついでには、取得した農用地区域内の農地の一部に当該施設を建てる開発行為を行い、農産物の生産、加工、販売を可能とする措置を求める。	当該地域では、新東名が、額田インターチェンジ、新城インターチェンジと開通し既存の浜松いなさインターチェンジと高基幹道路との接点が地域に3か所も整備され、時を同じく徳川家康公没後400年を記念し実施される徳川家康公顕彰四百年記念事業が開催されます。岡崎市、浜松市、静岡市、静岡県の一県三市の行政区を越えた観光事業に、新たに新城市が加わり、高速道路を下りた下道での観光ルートを整備する事で観光滞在時間を有意義に活用し地域との交流を持って貰う様取り組んでおります。今回の新東名は今まで過疎が進んでいた所謂中山間地に人々の動線を誘導する働きがあります。それら新しい人々の動線の中で当該地域の色がしっかりと出せる観光行政は地域の雇用と産業の創出の場所として非常に重要であると考えます。それらの雇用と産業を維持して行く為にも同一テーマである歴史的街道沿いを、元来の茶生産に適していると言う地域資源を使いグルメ的にも統一テーマを持たせ提供する事で、他地区に無い線による観光行政を提供出来る物と思います。又日本茶の消費が減っている中で、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構出身の若手茶農家が経営するそれぞれ2農園がこの街道沿いで製造販売している事から、和製紅茶の輸出に向けて努力し、この地域のブランド化を図ります。その事により新たな茶農業への進出を図る若手新規就農者を募集し、お茶の栽培、製品加工、そして販売を一体化させ易いこの街道沿いに多くの茶農園が再整備されそれぞれの経営の中で観光客を楽しませる事を促したい。そして地域の統一ブランドを持ってロシアや中東等の世界的に伸びゆく紅茶のマーケティングの一角に日本産紅茶が担う様に日本紅茶を輸出農産物として確立させる事が目的です。	紅茶街道特区	特定非営利活動法人 インディアンサマー	愛知県	農林水産省
1011020	農業生産法人以外の法人による農地の所有権取得の特例	現在、農業生産法人に限られている農地の取得について、農業生産法人以外の法人についても取得を可能とする措置を求める。	当該地域のブランドを担うものは、日本茶であり、新たに作られつつある日本製紅茶を主軸としたもので在りたいと思います。それはこの地域は既に茶葉生産が盛んな事、茶畑が多い事、そして茶業として新たなマーケティングである和製紅茶の市場を確立したいと動いている団体がある事が上げられます。元来の日本茶の消費が減っている中で、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構にて研修を終えた茶農家は明治時代から続く農業行政の中で日本紅茶の輸出は悲願であり、茶業として新しいマーケティングを確保する為にも日本紅茶の製造を充実させる必要を説いております。それに向けて民意を集中させるには出来た商品を一定のユーザーに使用しフィードバックして貰う必要があり、今回の観光行政との協働で得られるマーケティングを軸にその品質を向上させそれらノウハウの蓄積をする事で和製紅茶の品質向上とブランドを確立する事で海外進出も可能であると考えます。その為にも一定量の生産物を供給するマーケティングの確保は重要であり、他業種からの茶農業への参入を促す事で他業種の商売上の取引で必要とする茶葉の消費を(御歳暮等の交流時や職場での厚生の為等)当該ブランドに指定する事を促します。今回の特区申請の中で農業への進出を促しながらも、消費者としての参加もして貰える様に、農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入は重要な要素と考えます。そして他業種にて取支が合う業種が地域色を必要とした時に、当該地域の農産物を使ったイメージ戦略と農業への参入環境の整備をする事で当該事業に参加する人数が増え、それに伴いマーケティングも確保されるものと考えます。	紅茶街道特区	特定非営利活動法人 インディアンサマー	愛知県	農林水産省

10 農林水産省(構造改革特区第25次提案 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1015070	農地における営農型太陽光発電設備等の設置に伴う農地法の特例	農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等を設置する場合の一時転用許可期間を10年間に延長する。	<p>【実施内容】 農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等を設置する場合の一時転用許可期間を3年間から10年間に延長し、申請者の許可申請の負担軽減を図るとともに、営農と再生可能エネルギーの活用を両立した取組みを促進する。</p> <p>【提案理由】 今般の農地法の運用改正は、継続的に営農が行われることを条件に、農地でも太陽光発電設備等を設置できるようにするための措置である。 発電設備の設置には初期投資が必要で、資源エネルギー庁による固定価格買取制度の買取期間は10年単位(太陽光発電の場合)とされている。 営農型の一時転用許可は、全国で33件(25年11月末現在)と設置が進んでいない。</p> <p>【代替措置】 一時転用許可後は、毎年、農作物の生産状況について報告書の提出を必要としていることで、営農の継続を確認することができる。 また、3年ごとに市町村農業委員会が、現地確認の上、意見書を一時転用許可権者に提出するよう義務付ける。</p>	長野県	長野県	長野県	農林水産省
1015080	生産森林組合の施業の委託要件に係る特例の緩和	木材資源の利用促進のため、生産森林組合が組合員から労働の提供を受けることなく、施業の過半を超えて又はその全部を他の林業事業体に委託することを可能とする。	<p>【実施内容】 生産森林組合は組合員が資本と労働を提供して、自ら森林経営を行うものであることから、組合員には森林の施業への従事義務があり、他者に施業を委託することについては一定の制限がある。組合員が労働の提供を行わなくても、施業を委託により実施することを可能とする。</p> <p>【提案理由】 本県の森林資源が充実しつつある中、「森林県」から「林業県」へと飛躍するため、効率的な素材生産による木材資源の利用促進に取り組んでいる。 このような状況のもと、生産森林組合は、個人所有の森林に比べて所有規模が大きく、過去の手入れが行き届いているにもかかわらず、組合員の高齢化等により素材生産が難しくなっている一方、施業の委託については一部しか認められていないことなどから、木材資源の利用が進んでいない。 そこで、他の林業事業体に施業の全面的な委託を可能にして、効率的な素材生産を行い、森林資源の有効活用と持続的な森林経営を促進していく。</p>	長野県	長野県	長野県	農林水産省

10 農林水産省(構造改革特区第25次提案 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1017010	農業排水路と河川の一体的な整備による土地改良制度の特例	農業用排水路の整備事業について、一級河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに末端受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体で整備できるよう制度の変更を提案する。	<p>農林水産省の国営土地改良事業において、排水路の改修は受益面積3000ha以上で、末端受益500ha以上の路線が採択要件となる。埼玉県北部の羽生市、加須市、久喜市にまたがる「埼玉平野」地域は、5,000haを超える広大な地域であるが、本地域の農業排水路は一級河川を介して散在する上、個別の規模が小さくなっている。そこで一級河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに末端受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体で整備できるよう制度の変更を提案する。</p> <p>提案理由： 埼玉県北部の羽生市、加須市、久喜市にまたがる「埼玉平野」地域の排水は、農業排水路を通じて一級河川に流下している。「埼玉平野」は米作地帯として発達してきた地域である。地域の特徴として平坦地で、水路勾配が緩く、規模の小さな排水路が多く散在している。都市化の進展もあり降雨のたびに市街地や農地が湛水被害に苦しめられている。地域では被害解消のため農業排水路の改修を事業期間の短い国営事業で行うことを要望しているが、現行制度では国営事業の採択は難しい。 また一方で、河川改修整備は市街地区間を優先的に整備せざるを得ず、農村地域であるこの地域の河川改修整備はなかなか進まない状況となっている。 このため、本特例措置により農業排水路と河川の改修を一体的に整備することにより、地域の湛水被害を解消し、国土強靱化の加速化を図るものである。</p>		埼玉県	埼玉県	農林水産省 国土交通省
1018100	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議制度の廃止	農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながる県が認めた大規模転用の場合は、国の転用許可権限(4ha超)を県に移譲するとともに、知事許可(2ha超4ha以下)に係る大臣との事前協議制度も廃止すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会等による自治体アンケート(平成25年10月2日に公表)によれば、これまでに企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに2年とか1年4ヶ月を要した事案があったものと推測される。 ・ 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を廃して、農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整が必要である。 ・ 地方が農地を含めた土地利用に関して権限と責任を担うことは、地域の実情に応じた土地利用の実現に資することから、農地転用許可は全て地方自治体が行うべきである。 		兵庫県	兵庫県	農林水産省